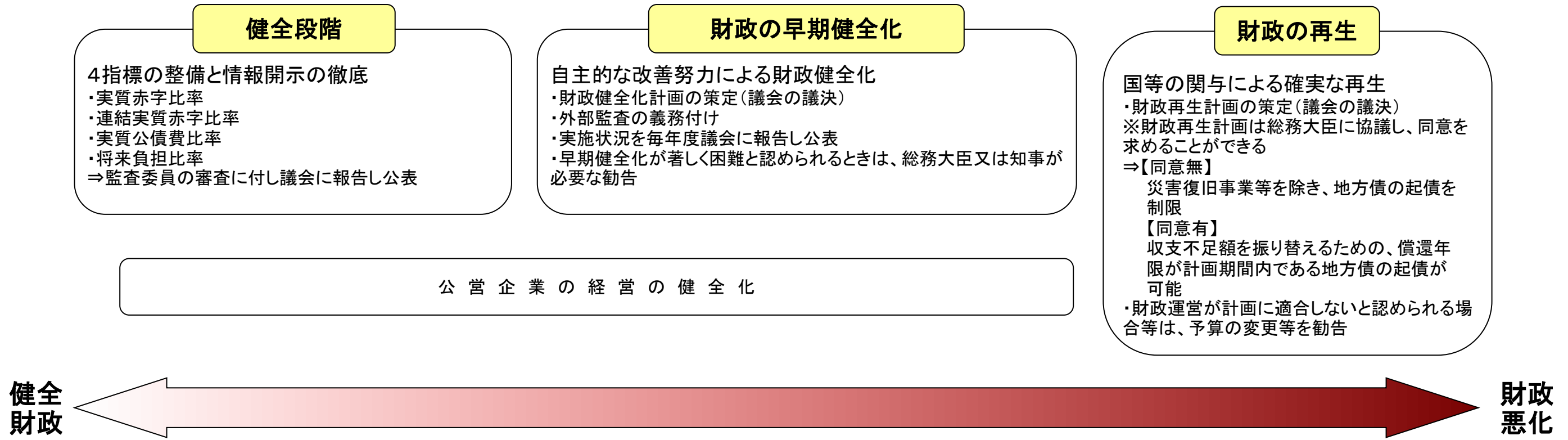


◎財政健全化法の概要について



○早期健全化団体

4指標のうち、一つでも基準以上になった場合早期健全化団体に移行することとなり、当該健全化判断比率を公表した年度の末日までに、議会の議決を経て、当該年度を初年度とする「財政健全化計画」を定めなければなりません。

○財政再生団体

将来負担比率を除く3指標のうち一つでも基準以上になった場合、財政再生団体に移行することとなり、当該再生判断比率を公表した年度の末日までに、議会の議決を経て、当該年度を初年度とする「財政再生計画」を定めなければなりません。財政再生団体には、地方債の起債制限が生じます。

◎健全化判断比率等について

実質赤字比率	一般会計・鶴瀬駅西口土地区画整理事業特別会計・鶴瀬駅東口土地区画整理事業特別会計の歳出に対する歳入の不足額（赤字額）を標準財政規模（市税や普通交付税などの合計額）で除した比率です。 6年度：黒字 5年度：黒字
連結実質赤字比率	市のすべての会計の赤字額と黒字額を合算して、市全体の歳出に対する歳入の不足額を標準財政規模で除した比率です。 6年度：黒字 5年度：黒字
実質公債費比率	一般会計等の支出のうち、義務的に支出しなければならない市債の元利償還金と元利償還金に準ずる支出を、標準財政規模で除した比率の3か年平均です。この比率が高まると、財政の弾力性が低下し、他の経費を削減しないと、収支が悪化して赤字団体になる可能性が高くなります。 6年度：3. 3% 5年度：3. 0%
将来負担比率	一般会計等が将来負担することとなる実質的な負債に当たる額を標準財政規模で除した比率です。この比率が高まると、今後、財政の硬直化が進み、財政運営上の問題が生じる可能性が高くなります。 6年度： — 5年度： — （注1）
資金不足比率	公営企業会計（水道事業会計・下水道事業会計）ごとに、一般会計等の赤字に相当する資金不足額を事業規模で除した比率です。この比率が生じた場合には、当該企業の事業規模に比して累積された資金不足が発生しているので、経営状況の改善を図る必要があります。 6年度：資金不足なし 5年度：資金不足なし

注1：将来負担額より充当可能財源等が上回ったため、将来負担比率は「—」表示となっています。

◎健全化判断比率の対象範囲等について

地方公共団体	一般会計	(一般会計、鶴瀬駅西口・東口土地区画整理事業特別会計)	① 実質赤字比率	12. 22% ※1	17. 22% ※2	25%	350%	早期健全化基準
	黒字 (－4. 22)			黒字 (－19. 31)	3. 3%	— ※3 (－29. 4)	財政再生基準	
	特別会計	公営事業会計	② 連結実質赤字比率					
	うち 公営企業会計 (水道、下水道)	(国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療事業の各特別会計、水道・下水道の各公営企業会計)						
	一部事務組合・広域連合 (志木地区衛生組合(ごみ処理)・入間東部地区事務組合(消防・衛生)・埼玉県市町村総合事務組合・埼玉県後期高齢者医療広域連合・彩の国さいたま入づくり広域連合)							
地方公社・第3セクター等 (埼玉県信用保証協会等)								
				③ 実質公債費比率	④ 将来負担比率	⑤ 資金不足比率 ※	20% 経営健全化基準	※公営企業会計ごとに算定 資金不足なし

※1 標準財政規模は毎年度変わるため、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率の早期健全化基準値も変わります。また、市町村ごとに基準が異なります。
※2 早期健全化基準と財政再生基準は、市町村と都道府県とで異なります。
※3 将来負担額より充当可能財源等が上回ったため、将来負担比率はマイナス表示となっています。